



町や所有者の役目

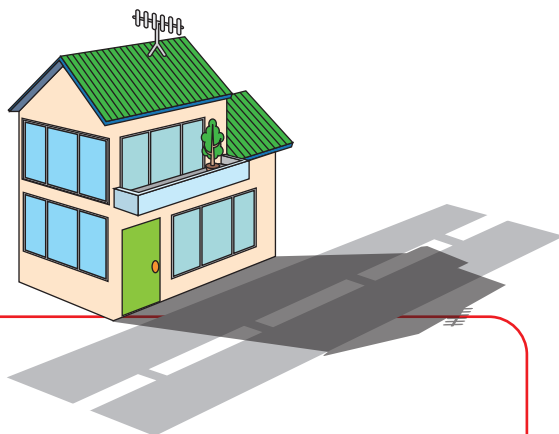
町や所有者の役目として、耐震化を促進（建築物の耐震改修の促進に関する法律）するため国、県、市町村、住民にそれぞれの努力義務が規定されています。

町、建築関係団体及び建築物所有者は、適切な役割分担のもとにそれぞれ連携しながら、住宅・建築物の耐震化促進に取り組むものとしします。



あなたの住まいは地震で道路をふさぎませんか？

熊本県が指定した
緊急輸送道路沿道にあり、
建築時期が昭和56年以前の
住宅にお住まいの方



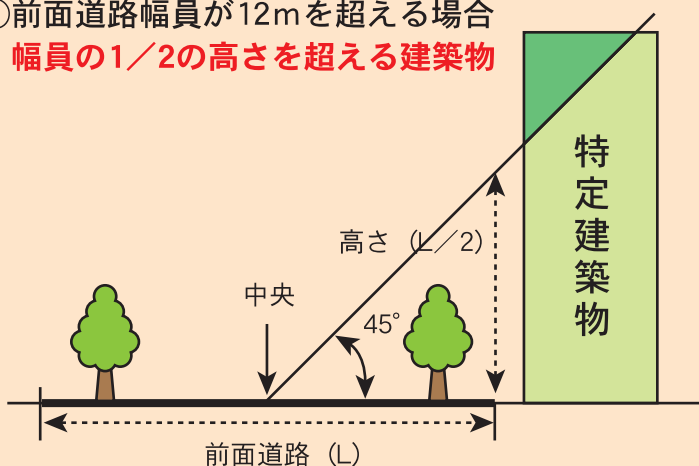
あなたの家は倒壊した場合に、
前面の道路を閉塞させる
建築物になっていませんか？

**緊急輸送道路とは、
地震時に避難活動及び救助活動を行うために
交通を確保すべき重要な道路です。**

道路閉塞させる住宅・建築物

※多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある住宅・建築物

- ①前面道路幅員が12mを超える場合
幅員の1/2の高さを超える建築物



- ②前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物

